

○ 権利の濫用

<p>25-44</p>	<p>答申25（行個）120 「本人が人事院総裁に宛てたあらゆる文書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">本人が提出した大量の文書に記録された保有個人情報の開示請求について、法の目的、趣旨に照らし、社会通念上妥当と認められる範囲を著しく逸脱しており、「権利の濫用」と言わざるを得ないとして、不開示が妥当とした例	<p>2 原処分 of 妥当性について (略)</p> <p>(2) 本件対象保有個人情報1-3及び本件対象保有個人情報2-2について</p> <p>ア 諮問庁の説明</p> <p>当該各情報の不開示について、諮問庁は、審査請求人は、本件の開示請求を含め、これまで6回にわたり、同じ保有個人情報の開示請求を繰り返しており、当該保有個人情報（文書）を自ら複写することが可能であるにもかかわらず、その手間と費用を省くために、処分庁に複写させようとしていることが窺われ、開示の実施に開示枚数分の手数料を要する情報公開制度と異なり、開示請求手数料のみで開示を受けられる保有個人情報の開示制度を悪用するもので、単に複写が目的としか考えられない開示請求に応じることは、税負担を行っている国民一般の不利益につながるもので、社会通念上妥当と認められる範囲を超えており、開示請求権の濫用に当たると考えられることから、過去に開示した経緯がある文書については開示しなかったと説明する。</p> <p>そして、諮問庁が理由説明書において説明する具体的な事実関係及び諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。</p> <p>(ア) 審査請求人は、本件開示請求以前に、別紙のとおり、平成19年度に1回、同22年度に5回、同23年度に4回の開示請求を行っており、平成22年度の開示請求は、ほぼ同内容である約2,300枚もの文書の開示を繰り返し求めており、本件開示請求においても、これらの開示請求で既に一度は開示した文書が含まれている。</p> <p>(イ) 平成22年度の計5回の開示請求のうち、3ないし5回目の開示請求の内容は、3回目の文書3枚を除き1回目及び2回目で開示したものと同一であり、枚数も大量になるため、その旨を付して、3回目は未開示のもの（3枚）を開示（審査請求人から開示の実施方法等申出書の送付はなし。）、4回目及び5回目は全部不開示としたところ、審査請求人から不服の申出はなかった。</p> <p>(ウ) 平成22年度の5回目の開示請求書には、「請求する目的、天皇陛下に請願する為の資料にしたい為、又、以前いただいた2回分の資料は、名古屋国税局への審査請求に使わせていただきました。コピーはとってありません（2回分の資料全部添付しました）」との記述があることから、審査請求人が自ら複写することが</p>
--------------	---	---

		<p>可能であるにもかかわらず、その手間と費用を省くために、人事院に複写させようとしているものであることが窺われる。</p> <p>(エ) 同じ内容の文書を6度にわたり開示請求するのは、法が保障する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する目的とは考えられず、また、本件対象保有個人情報は、審査請求人自身が人事院総裁宛てに提出したものであって、人事院職員が職務上作成したものは一切含まれていないことから、審査請求人は自己に関する個人情報の正確性を確認するために開示を請求しているとは認められない。</p> <p>(オ) 審査請求人は、閲覧する権利を主張するが、自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を自ら確認することが目的であれば複数回にわたって開示を求める必要性はなく、また、自らが提出した文書の閲覧自体を目的とするのであれば、1回の開示でその目的は十分達し得たはずである。</p> <p>(カ) 原処分 of 1週間前(平成24年6月15日)に、審査請求人から本院に対して提出された行政措置要求書の添付資料約5,600枚は、その全てが当審査会事務局から開示された文書であって、その中には本件開示請求で開示を求める文書と同じものが2部(約2,300枚×2)含まれている。これらは過去に審査請求人が行政措置要求、不利益処分審査請求等を行った際の資料であって、かつ、同22年度の保有個人情報の開示請求によって開示したものと同内容であると思われる。</p> <p>(キ) 審査請求人は、本件開示請求の時点で、同事務局から上記(カ)の開示決定を受けており、これらの資料を自ら保有する見込みが立っていたことになる。さらに、審査請求人はこの1月半後の同年8月4日付けで、「6月15日付けで提出した行政措置要求書とこれに添付した資料等全部」を対象とする開示請求を行っていることから、処分庁に対して、大量のコピー作業を行わせること等によって行政活動に支障を与えるとといった目的を有しているものと考えざるを得ない。</p> <p>イ 検討</p> <p>法は、「行政機関における個人情報の取扱いに関する基本事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」(法1条)と定めているところ、法に基づく開示請求の制度は、訂正請求及び利用停止請求の制度と相まって、個人が、行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報につき、その正確性や取扱いの適正性を確認</p>
--	--	---

し、かつ確保するための手段を整備することにより、個人の権利利益を保護しようとする趣旨に出たものである。

そして、個別具体的な事案において、諸般の事情を総合考慮し、開示請求が、このような法の目的、趣旨に照らし、社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱していると認められる場合には、権利濫用に関する法の一般原則に従い（民法1条3項参照）、行政機関の長は、当該保有個人情報を不開示とすることも許されなくはないと解される。

もっとも、それは、開示請求権を不当に制限することのないよう、法の予定していないような例外的な場合に限られるべきである。

そこで、本件開示請求について検討する。

(ア) 本件対象保有個人情報について

当審査会において、本件対象保有個人情報1-3及び本件対象保有個人情報2-2を見分したところ、本件対象保有個人情報1-3は、それぞれ「お尋ね」との表題のある平成24年1月24日、同年2月8日、同月22日及び同月26日付けの文書各1枚及びその添付資料（全て新聞の切り抜き）、計622枚と認められ、本件対象保有個人情報2-2は、同13年12月26日を最も古い日付とし、最も新しい日付を同21年9月19日とする複数の行政措置要求書等及びその添付資料（請願書、嘆願書、お尋ね等と題する審査請求人作成と考えられる文書、新聞の切り抜き等）、計1,869枚と認められ、これらは、いずれも審査請求人が自ら処分庁に提出した自らの要望や行政措置要求等を記した文書及び新聞の切り抜き等を多く含む当該文書の添付資料等である。そして、開示請求自体も「請求者が総裁宛てに送付したあらゆる文書」とされており、自ら提出した保有個人情報のみを求めるものであると認められる。

そうすると、このような保有個人情報について、期間をおかず複数回にわたって開示を受けてまで、法に基づく訂正請求や利用停止請求を行う必要性は通常考え難く、現に、後記（イ）のとおり、過去の開示請求書の記載あるいは開示を受けた文書の使途からすると、本件開示請求は個人情報の正確性やその取扱いの適正性を確認するためのものではないことが窺えるのであって、これらを考慮すると、諮問庁が指摘するとおり、本件開示請求に、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性やその取扱いの適正性を確認する目的があるとは認め難い。

(イ) 本件開示請求及びその経緯等について

諮問庁の上記アの説明及び別紙並びに当審査会が諮問庁から提示を受けた審査請求人の過去の開示請求書等によると、当該保有個人情報、それぞれ少なくとも一度は審査請求人に開示されており、そのうち本件対象保有個人情報2-2については、審査請求人は、過去に、約半年間に5回の開示請求を行い、2回の開示を受けており、5回目の開示請求書には、上記ア(ウ)のとおり、請求する目的として、他への請願の資料にしたいこと、以前いただいた2回分の資料は、他への審査請求に使い、コピーはとっていない旨の記載が認められる。本件開示請求は、これらの開示請求の約1年後ではあるが、その請求内容から、これらの延長上の開示請求と認められる。さらに、当審査会において、当審査会事務局に保管されている、上記ア(カ)に係る審査請求人に開示した文書を確認したところ、当該文書は、審査請求人を当事者とする他の諮問庁に係る別件の諮問事件において、審査請求人が審査請求書の添付資料として提出したものであり、その一部に、本件対象保有個人情報2-2が含まれていることが認められた。

以上の状況を踏まえると、本件対象保有個人情報2-2については、審査請求人は過去に開示請求し、開示の実施を受けた保有個人情報と同じものであるとの認識の下、本件開示請求を含む計6回の開示請求に加え、当審査会事務局に開示請求を行って入手した当該保有個人情報を再び処分庁に提出し、更にその開示請求を処分庁に行っていること、本件対象保有個人情報1-3についても、同様の認識の下、当該情報の開示の実施を受けた数か月後に、本件対象保有個人情報2-2と併せて開示請求を行っていることが認められる。

(ウ) その他の事情

上記(イ)のとおり、当該保有個人情報を他に使用する目的で請求するという過去の開示請求書の記載、実際に本件対象保有個人情報が他の請求等に使用されていた事実等を踏まえると、本件開示請求は、保有個人情報の開示が開示請求手数料のみで受けられることから、本件対象保有個人情報を他の請求等に利用するために、処分庁にその複写をさせることが目的であるとする諮問庁の説明を排斥することは困難である。念のため、当審査会から審査請求人に対し、上記諮問庁が説明する事実関係等について意見を求めたところ、審査請求人からは、当該事実関係に関しては特段の意見は提出されなかったところである。

(エ) まとめ

		<p>以上を踏まえると、本件開示請求は、審査請求人が自ら処分庁に提出した保有個人情報そのものの開示を求めるものであり、当該保有個人情報は、その性質、内容等からすると、複数回にわたり開示を受けてまで訂正請求や利用停止請求を行う必要性は通常ないと考えられるところ、そのうち本件対象保有個人情報1-3及び本件対象保有個人情報2-2について、審査請求人は、少なくとも一度は開示を受けており、その正確性や取扱いの適正性を確認する機会があったにもかかわらず、更に開示請求を繰り返し、その用途も他の請求等に利用することにあると窺われる。また、本件開示請求は、このような情報でかつ約2,500枚と少量とは言えない分量の情報を、処分庁ひいては国の費用と負担において複写させ開示の実施を受けようとするものである。</p> <p>そうすると、本件開示請求は、法の予定しないものであり、また、法の目的、趣旨にもそぐわないものというべきである。</p> <p>以上のような本件対象保有個人情報の性質及び内容、本件開示請求の態様、経緯等のほか、本件に現れた諸般の事情を総合考慮すると、本件開示請求は、法の目的、趣旨に照らし、社会通念上妥当と認められる範囲を著しく逸脱しており、権利の濫用といわざるを得ない。</p>
--	--	---